

## 留 意 事 項

- 高等学校等就学支援金又は高校生等・新修学支援、学び直し支援金の対象者（予定を含む）であることが必要です。
- 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- 県民税所得割と市町村民税所得割がそれぞれ100円未満（1～99円）の世帯は、切り捨てにより非課税0円となるため非課税世帯の対象です。
- 基準日において、休学している場合は申請の対象外ですが、その休学により原級留置や卒業延期のおそれがなく、正規の修業年限内に卒業の見込があると校長が認める場合には申請の対象です。
- 過去に高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了したことがある場合は、申請の対象外です。
- 両親またはどちらか一方が海外在住で、県民税所得割と市町村民税所得割の額が確認できない場合は、申請の対象外です。
- 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。  
なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。
- 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は、申請の対象外です。
- 不正に本給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

## 記 入 上 の 注 意

すべての項目は、基準日（申請日の属する月の初日）現在の状況について記入してください。

- ※ 記入にあたっては、黒色のボールペンではっきりと記入してください。
- ※ 訂正する場合は、二重線で消してください。（訂正印不要）
- ※ 兄弟姉妹が高校生等で、給付金対象者が複数いる場合はそれぞれで申請を行ってください。

### 【確認事項】

- 枠内の7点の事項について、確認をした上で、口にチェックを記入してください。
- 生活保護（生業扶助）基準日現在に受給していないことの確認のため、口にチェックを記入してください。  
\*生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）の受給者は、家計急変ではなく通常の申請となります。

### 【1. 申請者（保護者等①）】

- 「対象となる高校生等との関係」については、該当する項目の口にチェックを記入してください。
- 「申請者住所」は、実際に居住している住所（必ず新潟県内となります）を記入してください。
- 「電話番号」は、日中連絡のとれる番号を記入してください。連絡が取れず、申請内容の確認がとれない場合は、認定できないことがあります。

### 【2. 申請者以外の保護者等（保護者等②）】

- 「申請者以外の保護者等（保護者等②）」については、保護者等が1名の場合は、「口保護者等は1名のため省略」にチェックを記入してください。
- 「対象となる高校生等との関係」については、該当する項目の口にチェックを記入してください。
- 「申請者以外の保護者等住所」については、該当する項目の口にチェックを記入してください。「申請者の住所と異なる」にチェックをした場合は、実際に居住している住所（必ず新潟県内となります）を記入してください。
- 「電話番号」は、日中連絡のとれる番号を記入してください。連絡が取れず、申請内容の確認がとれない場合は、認定できないことがあります。

### 【3. 対象となる高校生等（生徒）】

- 「過去の高等学校等における在学期間」は、過去に在学していた高等学校等がある場合のみ記入してください。  
※〔高等学校等〕とは次のとおりです。  
国公立の高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいい、令和7年度の高等学校等就学支援金であれば対象となる各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含みます。
- 「在学中に給付金を受給した回数」は、過去に在学していた高等学校等で「奨学のための給付金」を受給した場合は、

該当する回数の口にチェックを記入してください。

#### 【4. 高校生等の国籍・在留資格・在留期間等】

- 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。
- 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労をするものに限りません。

#### 【5. 保護者等の状況】

- 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次のア～オは除きます。
  - ア 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - イ 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ウ 法人である未成年後見人
  - エ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - オ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- 保護者等の状況について、該当する口にチェックを記入してください。
- ②の「ドメスティックバイオレンス、養育放棄、失踪等の家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合」は、必ず「提出できない親権者」の状況を確認の上、記入してください。
- ⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法※）における扶養者等）の家計急変前後の収入を証明する書類等を提出してください。
  - ※医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

#### 【6. 保護者等の家計急変の状況】

- 保護者等①又は保護者等②のどちらか一方が解雇、失業、廃業などにより、家計が大幅に急変した年月を記入してください。保護者等のどちらも収入又は所得が減少した場合は、早いほうの年月を記入してください。

#### 【7. 世帯の状況】

- 「世帯の状況」は、世帯員全員分の、氏名・生徒との続柄・公的医療保険の状況・生年月日・年齢・学校名・学年又は職業（パート、アルバイト、無職）を記入し、兄弟姉妹が高校生等の場合は、課程・今年度の給付金の申請の有無について、該当する口にチェックを記入してください。
- 「公的医療保険（健康保険等）の被保険者（加入者）」は、当該世帯員の公的医療保険が健康保険（健康保険組合、全国健康保険協会）、船員保険、共済組合の場合、公的医療保険の加入者を選択してください。例えば、兄について、保護者等①の加入する健康保険が適用される場合は、保護者等①を選択してください。また、兄について、兄の勤務先で加入する健康保険が適用される場合は、その他を選択し、兄の氏名を記入してください。
- 「公的医療保険（健康保険等）の被保険者（加入者）」は、当該世帯員の公的医療保険が国民健康保険の場合、当該世帯員の扶養者を選択してください。夫婦共同扶養の場合は、原則として、年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの）の多い方の氏名を記入してください。
- 保護者等①が扶養している親族の合計数を (あ) に、保護者等②が扶養している親族の合計数を (い) に記入してください。

#### 【8. 保護者等の家計急変の状況】

- 保護者等が該当する項目（給与所得者（会社員等）又は給与所得者以外（自営業等））の①、②欄に記名の上、家計急変後の年間収入（見込）額または年間所得（見込）額をご記入ください。
- 収入に増減のない方もご記入ください。
- 収入のない方、又は配偶者扶養控除対象者の方は、給与所得者欄に0円をご記入ください。
- 給与所得者（会社員等）の方は、提出された「家計急変後の収入を証明する書類」のうち、会社作成の給与見込書または給与明細書（原則、家計急変月の翌月以降の3か月分。ただし、家計急変事由発生から4か月以上経過しているときは、申請月の前3か月分）の収入額を記入し、その他収入（見込）欄等をご記入ください。（例：家計急変月が令和8年4月で、8月に申請する場合は、令和8年7月、6月及び5月の3か月の収入を記入）
- 給与所得者以外（自営業等）の方は、(1)税理士又は公認会計士の作成した証明書類又は(2)年間収支見込計算書（県指定の様式3）にご記入いただき、申請書の㊸、㊹欄のいずれかに家計急変月を含む1年間の所得見込額をご記入ください（例：家計急変月が令和8年3月の場合は、令和8年3月から令和9年2月までの1年間の所得を見込む）。(2)年間収支見込計算書を提出する場合は、その根拠となる帳簿等をあわせてご提出ください。